

近江八幡市ポイ捨ての禁止等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、近江八幡市環境基本条例（平成22年近江八幡市条例第254号）の目的を達成するため、近江八幡市（以下「市」という。）の区域におけるポイ捨てを禁止し、並びに市民等、事業者、印刷物等の配布者及び催しの開催者並びに占有者が協力し、公共の場所等でのポイ捨て及びごみの散乱（以下「ポイ捨て等」という。）を防止することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ごみ ペットボトル、空き缶、空き瓶その他の容器及び包装（中身の入った容器及び包装並びに栓及びふたを含む。）並びに釣り道具、たばこの吸い殻、チューイングガムのかみかす、木くず、紙くず、金属くず、プラスチックくずその他これらに類するもの
- (2) ポイ捨て ごみを回収容器又は定められた場所以外に捨てる行為
- (3) 市民等 市内に居住する者（以下「市民」という。）、勤務する者、通学する者若しくは滞在する者若しくは地域の環境の美化を目的の1つとして、これらの者で組織された団体又は市内を通過する者
- (4) 公共の場所等 市内の道路、河川、公園その他の公共の場所及び自らが所有する土地以外の土地
- (5) 事業者 市内で事業活動を行う全ての者
- (6) 印刷物等の配布者 公共の場所等において印刷物等を配布し、又は配布させた者
- (7) 催しの開催者 公共の場所等において、催しを行い、又は行わせた者
- (8) 占有者 市内の土地を占有し、又は管理する者

(ポイ捨ての禁止)

第3条 何人も、公共の場所等にみだりにポイ捨てをしてはならない。

(命令)

第4条 市長は、前条の規定に違反する行為を確認したときは、違反した者に対し、ごみの回収その他の必要な措置を命ずることができる。

(市の責務)

第5条 市は、ポイ捨て等の防止に関する施策を推進しなければならない。

(市民等の責務)

第6条 市民は、その居住する地域において、ポイ捨て等の防止について、意識の醸成を図らなければならない。

2 市民等（市内を通過する者を除く。）は、自主的な清掃活動の実施等の地域の環境の美化の充実に努めなければならない。

3 市民等は、市が実施するポイ捨て等の防止に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、公共の場所等において事業活動を行った場合は、当該場所及びその周辺におけるポイ捨て等の防止に努めなければならない。この場合において、事業者は、当該事業活動により生じたごみを分別及び収集等するとともに、当該場所及びその周辺の清掃をしなければならない。

2 事業者は、事業所の周辺その他の事業活動を行う地域における美化活動に努めるとともに、ポイ捨て等の防止について従業員の啓発に努めなければならない。

3 事業者は、市が実施するポイ捨て等の防止に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(印刷物等の配布者及び催しの開催者の責務)

第8条 印刷物等の配布者及び催しの開催者は、当該場所及びその周辺におけるポイ捨て等の防止に努めなければならない。この場合において、印刷物等の配布者は、当該場所及びその周辺に印刷物等が散乱したときは、速やかに当該印刷物等を回収しなければならない。催しの開催者は、催しにより生じたごみを分別及び収集等するとともに、当該場所及びその周辺の清掃をしなければならない。

2 印刷物等の配布者及び催しの開催者は、市が実施するポイ捨て等の防止に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(占有者の責務)

第9条 占有者は、占有し、又は管理する土地におけるポイ捨て等を防止するため、草刈、清掃等による地域の環境の美化及びその土地の利用者に対しポイ捨て等の防止に関する啓発を行うよう努めなければならない。

2 占有者は、市が実施するポイ捨て等の防止に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(財産権の尊重)

第10条 市は、この条例の施行に当たっては、関係者の所有権その他の権利を尊重するよう留意しなければならない。

(環境美化重点区域の指定)

第11条 市長は、地域の環境の美化を促進するため、特に必要と認められる区域を環境美化重点区域として定めることができる。

2 前項の規定による指定は、その旨を告示することにより行うものとする。

(その他)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(過料)

第13条 第4条に規定する命令に従わない者は、2万円以下の過料に処する。ただし、行われたポイ捨てについて、当該行為を行った者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）その他の法令に規定する罰則の適用を受ける場合を除く。

付 則

この条例は、令和6年10月1日から施行する。